

令和6年度 松本市地域自治支援交付金（里山辺地区）提案事業
募集要項

1 目的

住民主体の地域づくりを推進するため、団体等が行う地域のさまざまな課題解決や魅力ある地域づくりの取組みに対して、予算の範囲内で交付金を支給します。

従来の交付金制度では支給対象者となりにくかったNPO・市民活動団体、若者の有志グループ等の活動を掘り起こし、多様な主体による地域づくりを推進するため、これらの団体による提案・事業に対して交付金を支給するものです。

2 募集の資格要件等

- (1) 里山辺地区において下記のような地域活動に主体的に取り組む団体等。
 - ・ 地域の問題・課題の解決や地域の活性化に関する活動
 - ・ 住民の福祉向上に関する活動
 - ・ その他住民自治の向上に関する活動
- (2) 従来の地域自治支援交付金（指定事業）の交付を受けていない団体であること。
- (3) 政治活動、選挙活動、宗教活動、営利活動又は公益を害する活動を目的としていない団体であること。
- (4) 今後1年以上継続する活動が見込める団体であること。

3 募集テーマ

- (1) 重点課題テーマ
 - ・ 地域防災力の向上
- (2) 自由テーマ
 - ・ 多世代交流
 - ・ 安心して暮らす地域づくり
 - ・ これからの地域を担う人材育成
 - ・ その他、地域課題の解決に向け、必要・効果的と認められるもの

4 支給限度額

1団体につき10万円まで

ただし、重点課題テーマに該当する事業はこの限りではない。

5 募集期間及び申請方法

令和6年4月1日から令和6年5月7日

里山辺地区地域づくりセンターへ「地域自治支援交付金提案事業計画書」を提出

6 支給対象経費

(1) 対象となる経費

事業に要する次のような経費を対象とします

科 目	対 象 経 費 (例)
報 償 費	研修会、学習会等の講師謝礼（団体内構成員への謝礼は除く）
旅 費	講師を招聘する際の交通費、宿泊費
役 務 費	文書発送に係る郵便料金、HPの管理運営費、活動時の保険料
需 用 費	事務用品の購入費、草刈機等の燃料費、資料等の印刷製本費
委 託 料	イベントの舞台装置、音響、電気配線設置等の委託料
使用料 及び賃借料	行事等で利用する施設使用料、トラックなどの車両借上料
工事請負費	史跡や観光案内板などの設置工事
原 材 料 費	看板等の作製のための材料購入費
備品購入費	地区で使用する防災備品
そ の 他	市長が必要と認める経費

(2) 対象とならない経費

- ア 住民が無報酬で実施すべき活動への報償的経費
- イ 特定の者に効果が限定される備品購入費や自己負担すべき個人的経費（飲食代等） ※当該団体における親睦のための飲食等に要する経費も同様
- ウ 市有施設の維持管理に係る経費など

7 支給対象事業及び支給額の決定等

- (1) 里山辺地区地域づくりセンター長は、選考委員会を設け、提案事業の内容を審査し、支給対象事業及び支給額を決定する。
- (2) 採択を決定した団体には、「松本市地域自治支援交付金決定通知書」により通知する。
- (3) 不採択となった団体には、選考結果を通知する。
- (4) 支給決定団体は、「松本市地域自治支援交付金支給請求書」により申請する。
- (5) 団体等は事業終了後、「松本市地域自治支援交付金実績報告書」及び「松本市地域自治支援交付金（里山辺地区分）提案事業報告書」を提出する。
- (6) 実績額が支給決定額を下回る場合は、差額について返還する。

8 その他

- (1) 採択された事業については、松本市公式ホームページ等で実績を公表する。
- (2) 交付金の追加募集は、交付金予算の範囲で実施可能とする。
- (3) その他必要な事項は、里山辺地区地域づくりセンター長が決定する。

9 申込み先

松本市役所 住民自治局 里山辺地区地域づくりセンター
〒390-0221 松本市大字里山辺 2943-1
電話 0263-32-1077 FAX 0263-37-0640
電子メール satoyamabe-s@city.matsumoto.lg.jp